

南丹市審議会等の会議の公開に関する指針

(目的)

この指針は、審議会等の会議を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図り、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

(対象とする審議会等)

この指針の対象とする審議会等は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関及び要綱等により設置された附属機関に準ずるもの（以下「審議会等」という。）とする。

<地方自治法>（抜粋）

138 条の 4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(審議会などの公開基準)

審議会等は法令、条例等の規定により会議が非公開とされている場合を除き、公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

1. 南丹市情報公開条例(平成 18 年南丹市条例第 9 号)第 6 条各号の規定に該当する情報(以下「非公開情報」という。)に関し、審議等をする場合。
2. 会議を公開することにより、公正、円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合。

<南丹市情報公開条例>（抜粋）

(公開しないことができる情報)

第 6 条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、公開しないことができる。

- (1) 法令の規定により公開することができないとされている情報

- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)のうち特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であって、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 何人でも法令の規定により閲覧することができるようにされている情報
 - イ 公表することを目的として実施機関が保有している情報
 - ウ 法令の規定により行われた許可、認可、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が保有している情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの
- (3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争その他事業活動上の正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 個人の生命、身体又は健康を、当該法人等又は当該事業を営む個人の事業活動によって生ずる危害から保護するため、公開することが必要と認められる情報
 - イ 個人の生活を、当該法人等又は当該事業を営む個人の違法又は著しく不当な事業活動によって生ずる支障から保護するため、公開することが必要と認められる情報
 - ウ ア又はイに準ずる情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの
- (4) 本市と国、他の地方公共団体又はこれらに準ずる団体(以下この号及び第7号において「国等」という。)との間における協議、協力、依頼等により行う事務に関して実施機関が保有した情報であって、公開することにより、本市と国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの
- (5) 法定受託事務に係る情報であって、主務大臣等から公開してはならない旨の個別かつ具体的な指示があるもの
- (6) 実施機関(市長及び公営企業管理者を除く。)、執行機関の附属機関その他これらに類するもの(以下この号において「合議制機関等」という。)の会議に係る情報であって、公開することにより、合議制機関等の公正かつ円滑な運営が損なわれるおそれのあるもの
- (7) 実施機関の内部、実施機関相互の間又は本市と国等との間における検討、審議、協議、調査、研究等の意思形成過程に係る情報であって、公開することにより、公正な意思形成に著しい支障が生ずるおそれのあるもの
- (8) 実施機関が行う許可、認可、試験、交渉、人事、争訟その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、それらの事務事業の公正かつ適切な執行を著しく妨げるおそれのあるもの
- (9) 公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他市民生活の安全に支障が生ずるおそれのある情報

(公開又は非公開の決定)

1. 会議の公開又は非公開は、審議会等の公開基準に基づき当該審議会等が決定するものとする。
2. 審議会等が会議を非公開とした場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(開催会議の事前公表)

審議会等は、会議を開催するにあたり、当該会議の開催日の1週間前までに、会議の概要を記載した書面を行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するとともに、南丹市ホームページへの掲載等により市民に周知するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められる場合はこの限りではない。

(会議の公開方法)

1. 会議の公開については、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
2. 公開する会議においては、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
3. 審議会等は会議を公開するにあたっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、会議の傍聴に係る遵守事項等を定め、当該会議の会場の秩序維持に努めるものとする。

(会議資料の提供)

審議会等は、会議資料(非公開情報が記録されている部分を除く)を会議の当日までに行政資料コーナーに備え、南丹市ホームページへ掲載するとともに、傍聴者に提供するものとする。

(会議録などの公開)

1. 審議会等は、公開した会議の会議録を作成し、その写しを行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するとともに、南丹市ホームページへの掲載等により市民に周知するものとする。
2. 審議会等は、会議を非公開とした場合であっても、非公開情報が記録されている部分を除いた当該会議に係る会議録を行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するとともに、南丹市ホームページへの掲載等により市民に周知するよう努めるものとする。
3. 1、2に定めるもののほか、審議会等は、その活動状況について、情報の

提供に努めるものとする。

(運用状況の公表)

市長は、毎年、審議会等の会議の公開に関する運用状況について取りまとめ、公表するものとする。

施行期日

この指針は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。